

1 当金庫の現況に関する事項

当金庫は、取引先である中小企業や中小企業組合に寄り添い、深い対話を通じて様々な課題やニーズを把握する事業性評価を起点として、景気に左右されない金融スタンス等の特性を最大限に活かして的確なソリューションを提供していく「経営支援総合金融サービス事業」を展開しております。①借入負担が重く資金繰りに不安がある、②債務超過や赤字等、財務・収支上の課題を有している、③リスクの伴う海外展開や新事業進出の計画がある、④創業間もなく資金調達に不安がある等の悩みや課題を有している中小企業に対して、踏み込んだファイナンス支援、伴走型の経営改善支援、M&A や事業承継支援等、抜本的な課題解決に繋がるソリューションを提供していくことにより、地域経済を支える中小企業の企業価値向上に貢献してまいります。また、未来志向の構造改革を着実に進めることにより、適切な人員体制や経費構造を確立し、持続可能な成長を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

[金融経済環境]

当連結会計年度のわが国経済をみますと、年度前半は内需を中心に底堅く推移したものの、後半は消費税率引き上げや新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けて減速感が強まりました。

中小企業の景況感をみますと、年度前半には製造業で景況感が悪化する一方で非製造業では良好でしたが、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、製造業・非製造業を問わず急激に悪化しました。今後、新型コロナウイルス感染症の拡大による当金庫取引先の業況悪化が懸念されます。

グローバルなサプライチェーンの寸断や海外経済の減速が長期化すれば、製造業の一段の業況悪化が懸念されます。また、訪日外国人の急減に伴う観光関連業種への悪影響の他、国内での外出手控え等に伴い飲食業、サービス業等の幅広い業種への悪影響が懸念されます。こうした当金庫取引先の動向が、与信費用の増加等を通じ、当金庫の収益に影響を及ぼす可能性があります。

金融面につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、年度末には一時大幅に円高株安、長期金利の低下が進んだ後、リスク回避の円安ドル高、長期金利の上昇が見られました。今後も、低金利が長期化すれば、当金庫がいかに収益を確保していくかが、経営上の課題となります。

〔事業の経過及び成果〕

当金庫の中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」において、生産性が低く、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているもののうまく進められない中小企業に対して重点的に支援を行う分野を、AゾーンからDゾーンまでの重点分野として定義しております。

重点分野への取組みは、中期経営計画の根幹をなすものであり、中期経営計画の進捗を図るうえでも有効であることから、実行件数や貸出残高をKPI（Key Performance Indicator：目標の達成度を定量的に評価する指標）として設定し、公表しております。

当期の進捗状況は、概ね順調に推移しましたが、ビジネスモデルとして確立していくためには、重点分野に対する取組みへの一層の注力が必要であると考えております。

ボリュームゾーンであるAゾーンについては、概ね計画どおりの貸出残高となりましたが、今後は、財務構造改革や本業支援などのより踏み込んだ支援も行っていくことで取引先中小企業の企業価値向上に取り組む必要があると認識しております。

経営改善支援等を行うBゾーンについては、事業再生・経営改善を支援していくことで、当金庫がサポートする取引先が1社でも多く経営改善（ランクアップ）できるように、継続して注力してまいります。

Cゾーン及びDゾーンについては、取組みの考え方の浸透に時間を要したことなどから、貸出残高が計画で想定したペースを下回りましたが、当期後半からは推進体制が整備されたことなどもあり、実行件数や実行金額は増加基調に転じました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

（預金）

預金は、流動性預金等が増加した結果、期末残高は前期末比 240 億円増加し、5 兆 820 億円となりました。

（債券）

債券は、期末残高が前期末比 2,481 億円減少し、3 兆 9,901 億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、重点分野への取組み等を通じ、お取引先の資金調達ニーズに対応した結果、期末残高は前期末比 43 億円増加し、8 兆 2,941 億円となりました。

（特定取引資産・特定取引負債）

特定取引資産は、期末残高は前期末比 7 億円増加し、148 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 1 億円減少し、83 億円となりました。

（有価証券）

有価証券は、国内債券を中心として、市場環境を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 1,006 億円減少し、1 兆 2,833 億円となりました。

（総資産）

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比 6,004 億円減少し、11 兆 1,493 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 1 兆 220 億円増加し、21 兆 2,555 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易及び資本取引等が減少した結果、前期比 221 百万ドル減少し、6,746 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、役務取引等収益が増加した一方で、資金運用収益が減少した結果、前期比 274 億円減少し、1,190 億円となりました。経常費用は、資金調達費用等が減少した結果、前期比 172 億円減少し、984 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 102 億円減少し、205 億円となり、当期純利益は前期比 7 億円減少し、137 億円となりました。

[対処すべき課題]

長期金利が低位で推移する中、当金庫をはじめとする国内金融機関の収益には下押し圧力がかかっており、その中でも安定的な収益を確保していくためには、中期経営計画の基礎となる取引先中小企業との対話を通じた課題・ニーズの共有及び踏み込んだ支援に伴う付加価値の高いソリューションの提供を一層加速させていく必要があります。そのため、取引先中小企業から課題や悩みを相談していただけるリレーションの構築、課題や悩みの背景や本質を理解するための事業性評価力の強化、課題解決に繋がるソリューション提供の高度化を着実に進めてまいります。

当金庫の貸出先の大部分は外部環境の影響を受けやすい中小企業であり、人手不足等の構造的問題に加えて、足下で新型コロナウイルス感染症の影響が中小企業へ拡大してきているため、取引先中小企業の資金繰り支援に万全を期してまいります。特に、当面は、新型コロナウイルス感染症の影響の大きさに鑑み、危機対応業務の指定金融機関として、危機対応業務に係る不正行為事案等の反省を踏まえ、制度を的確に運用しつつ、影響を受けられた中小企業の皆さまに懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

あわせて、伴走型の支援体制の強化や予兆管理の高度化を進めることにより、早期の段階で外部環境からの影響を把握し、適切な対処法のアドバイスやソリューションの提供を行っていく必要があります。財務や収支に課題を有し、事業再生や経営改善を必要とするに至った取引先中小企業に対しては、地域の金融機関と協調し、当金庫の特性を活かしたソリューションも活用しながら、中長期的な目線を持って地域経済を支える中小企業の経営改善等をサポートしてまいります。

これらの取組みを持続的なものとするため、未来志向の業務改革と徹底した経費削減に努めてまいります。WEB やスマートフォンアプリ等の非対面チャネルを効果的に活用し、顧客利便性を確保しながら、店舗の統合や店舗機能の縮小等による店舗運営コストの低減を図りつつ、持続可能な調達方法の確立に取り組んでまいります。デジタル化推進の中で、情報のデジタル化や高度化により取引先中小企業の本業支援への取組みを強化しつつ、ペーパーレス化やシステム化により、事務の集中化や効率化を図ることで、取引先中小企業との対話に充てる時間を増やしてまいります。

また、引き続き、ビジネスモデルを支える屋台骨としてのコンプライアンス意識の定着化や内部管理態勢の強化に取り組むとともに、職員の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、ダイバーシティの推進にも取り組み、中期経営計画で目指すビジネスモデルの確立に向けて邁進してまいります。

このような取組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	51,090	48,922	50,579	50,820
定期性預金	32,217	30,990	32,881	31,952
その他	18,873	17,931	17,698	18,868
債 券	47,441	44,595	42,383	39,901
貸 出 金	93,568	86,481	82,897	82,941
融資対象団体等向け	91,556	84,783	81,158	81,228
融資対象団体等向け以外	2,011	1,698	1,738	1,712
特定取引資産 (トレーディング資産)	204	214	141	148
特定取引負債 (トレーディング負債)	109	126	84	83
有 価 証 券	15,431	15,146	13,839	12,833
国 債	9,213	7,900	6,067	5,029
その他	6,217	7,246	7,771	7,803
総 資 産	127,788	118,902	117,498	111,493
内 国 為 替 取 扱 高	232,219	208,727	202,335	212,555
外 国 為 替 取 扱 高	7,565 百万ドル	6,952 百万ドル	6,967 百万ドル	6,746 百万ドル
経 常 利 益	49,199 百万円	56,947 百万円	30,791 百万円	20,581 百万円
当 期 純 利 益	31,318 百万円	36,295 百万円	14,485 百万円	13,735 百万円
1株当たり当期純利益	14円38銭	16円67銭	6円65銭	6円31銭

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益	1,953	2,047	1,812	1,538
経 常 利 益	508	584	321	216
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	324	373	154	145
純 資 産 額	9,353	9,723	9,640	9,594
総 資 産	128,450	119,573	118,185	112,195

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,810 人	3,891 人
平 均 年 齢	39 年 5 月	39 年 4 月
平 均 勤 続 年 数	16 年 3 月	16 年 3 月
平 均 給 与 月 額	453 千円	459 千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 (1)	5 (1)
東 北 地 区	9 (1)	9 (1)
関 東 甲 信 越 地 区	32 (3)	32 (3)
東 海 地 区	10 (1)	10 (1)
北 陸 地 区	4 (—)	4 (—)
近 畿 地 区	14 (—)	14 (—)
中 国 地 区	10 (1)	10 (1)
四 国 地 区	4 (—)	4 (—)
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 (1)	12 (1)
国 内 計	100 (8)	100 (8)
海 外 計	1 (—)	1 (—)
合 計	101 (8)	101 (8)

注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。

2. 記載営業所数には、2020年2月25日付で「店舗内店舗」方式となった神田支店が含まれております。

3. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
3 カ 所	3 カ 所

ロ 当年度新設営業所

該当ございません。

ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外の主要業務
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
山形第一信用組合	山形県東置賜郡高島町大字高島687番地	信用協同組合
福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町856番地1	信用協同組合
群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合
江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合
共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合

大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1	信用協同組合
小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
はばたき信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市美江寺町二丁目4番地3	信用協同組合
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
しずおか焼津信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
浜松磐田信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
島田掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目6番18号	信用協同組合
豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
京都北都信用金庫	京都府宮津市宇鶴賀2054番地の1	信用金庫
大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合

大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合
福岡県信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	信用協同組合
佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
西海みずき信用組合	長崎県佐世保市松川町1番19号	信用協同組合
福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合
熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙8241番地2	信用協同組合
鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額	1,939
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設

(単位 百万円)

内 容	金 額
美住ビル 2F 増床工事	435

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	1962年9月8日	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、計算受託業務	1973年12月14日	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都中央区京橋三丁目3番2号	福利厚生業務	1982年11月25日	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	1972年6月22日	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング業務	1974年12月10日	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	1982年10月8日	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	1991年1月22日	70百万円	100.00	—

注1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子会社等有する議決権の比率であります。

4. 連結対象の子会社等は上記7社であります。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他現況に関する重要な事項

重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、2020年3月31日現在、446の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行、バンクネガラインドネシア及びリザール商業銀行と業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。

株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社

4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。

株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根 正裕	取締役社長執行役員（代表取締役） 業務執行全般 監査部 コンプライアンス統括部 店舗・業務改革推進プロジェクトチーム	—	—
鍛治 克彦	取締役専務執行役員 経営企画部	—	—
河野 一郎	取締役常務執行役員 主計部 管理部 危機対応業務部	—	—
高 巖	取締役（社外取締役）	麗澤大学経済学部教授 三菱地所株式会社社外取締役 アスクル株式会社社外取締役	—
多胡 秀人	取締役（社外取締役）	一般社団法人地域の魅力研究所代表理事 株式会社山陰合同銀行社外取締役	—
中村 重治	取締役（社外取締役）	株式会社エフテック社外監査役 トーヨーカネツ株式会社社外取締役 （監査等委員） リケンテクノス株式会社社外取締役 （監査等委員）	—
渡瀬 ひろみ	取締役（社外取締役）	株式会社アーレア代表取締役 マックスバリュ西日本株式会社社外取締役 株式会社パートナーエージェント社外取締役 株式会社アーバンフューネスコーポレーション社外監査役 ダイヤル・サービス株式会社社外取締役 株式会社ディー・エル・イー社外取締役	—
牧野 秀行	常勤監査役	—	—
岡田 不二郎	常勤監査役（社外監査役）	—	—
寺脇 一峰	監査役（社外監査役）	鈴木論法律事務所弁護士 キューピー株式会社社外監査役 鹿島建設株式会社社外監査役 東芝機械株式会社社外取締役	—
金子 裕子	監査役（社外監査役）	早稲田大学商学学術院教授 神奈川中央交通株式会社社外取締役	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として委任型の執行役員を選任しております。なお、上記の取締役を兼務する委任型の執

行役員のほか、2020年4月1日現在、以下の委任型の執行役員を取締役会において選任しております。

氏名	地位
梅田 晃士郎	副社長執行役員
中谷 肇	専務執行役員
佐藤 隆久	常務執行役員
小野木 哲也	常務執行役員
青木 剛	常務執行役員
真船 実	常務執行役員
本幡 克哉	常務執行役員
羽根 正人	常務執行役員

2. 取締役高巖氏は、2019年6月開催の日本ハム株式会社定時株主総会の終結の時をもって、同社社外取締役を退任いたしました。
3. 取締役多胡秀人氏は、2020年6月開催予定の株式会社東和銀行定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定であります。当金庫と同社との間に特別な関係はありません。
4. 監査役寺脇一峰氏が社外取締役を務める東芝機械株式会社は、2020年4月1日付で芝浦機械株式会社に商号を変更しております（以下、本事業報告において同様であります）。
5. 監査役金子裕子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	7人	99 (うち報酬以外の金額5)
監査役	4人	50 (うち報酬以外の金額3)
計	11人	149 (うち報酬以外の金額8)

- 注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額200万円以内、監査役については月額500万円以内です。
 3. 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額500万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額300万円を含めております。
 4. 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により定めております。

5. 役員退職慰労金については、以下のとおり定めております。

・執行役員を兼務する取締役

退職の日における「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役会の決議により、0.0～2.0の範囲内で決定しております。

・社外取締役、監査役

「役員退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間（月数）

報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

ロ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当ございません。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
高 巖	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとします。
多胡 秀人	
中村 重治	
渡瀬 ひろみ	
岡田 不二郎	
寺脇 一峰	
金子 裕子	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
高 巖	麗澤大学 経済学部教授 三菱地所株式会社 社外取締役 アスクル株式会社 社外取締役
多胡 秀人	一般社団法人地域の魅力研究所 代表理事 株式会社山陰合同銀行 社外取締役
中村 重治	株式会社エフテック 社外監査役 トーヨーカネツ株式会社 社外取締役 (監査等委員) リケンテクノス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
渡瀬 ひろみ	株式会社アーレア 代表取締役 マックスバリュ西日本株式会社 社外取締役 株式会社パートナーエージェント 社外取締役 株式会社アーバンフューネス 社外監査役 コーポレーション ダイヤル・サービス株式会社 社外取締役 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役
岡田 不二郎	該当ございません。
寺脇 一峰	鈴木諭法律事務所 弁護士 キューピー株式会社 社外監査役 鹿島建設株式会社 社外監査役 東芝機械株式会社 社外取締役
金子 裕子	早稲田大学 商学学術院教授 神奈川中央交通株式会社 社外取締役

- 注1. 取締役高巖氏は、麗澤大学の教授、三菱地所株式会社の社外取締役及びアスクル株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
2. 取締役多胡秀人氏は、一般社団法人地域の魅力研究所の代表理事及び株式会社山陰合同銀行の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。また同氏は、2020年6月開催予定の株式会社東和銀行定時株主総会において、同社社外取締役に就任予定であります。当金庫と同社との間に特別な関係はありません。
3. 取締役中村重治氏は、株式会社エフテックの社外監査役、トーヨーカネツ株式会社の社外取締役 (監査等委員) 及びリケンテクノス株式会社の社外取締役 (監査等委員) であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
4. 取締役渡瀬ひろみ氏は、株式会社アーレアの代表取締役、マックスバリュ西日本株式会社の社外取締役、株式会社パートナーエージェントの社外取締役、株式会社アーバンフューネスコーポレーションの社外監査役、ダイヤル・サービス株式会社の社外取締役及び株式会社ディー・エル・イーの社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
5. 監査役寺脇一峰氏は、鈴木諭法律事務所の弁護士、キューピー株式会社の社外監査役、鹿島建設株式会社の社外監査役及び東芝機械株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 監査役金子裕子氏は、早稲田大学の教授及び神奈川中央交通株式会社の社外取締役であります。当金庫と兼職先との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
高 巖	12 ヶ月 (通算33 ヶ月)	当期開催の取締役会 17 回のうち 16 回に出席しております。	主にコンプライアンスにおける豊富な経験に基づき、客観的かつ専門的な視点で当金庫の経営について適宜発言を行っております。
多胡 秀人	12 ヶ月 (通算21 ヶ月)	当期開催の取締役会 17 回のうち 15 回に出席しております。	主に経営における豊富な経験に基づき、客観的かつ専門的な視点で当金庫の経営について適宜発言を行っております。
中村 重治	12 ヶ月 (通算21 ヶ月)	当期開催の取締役会 17 回すべてに出席しております。	主に経営と金融における豊富な経験に基づき、客観的かつ専門的な視点で当金庫の経営について適宜発言を行っております。
渡瀬 ひろみ	12 ヶ月 (通算21 ヶ月)	当期開催の取締役会 17 回のうち 16 回に出席しております。	主に経営における豊富な経験に基づき、客観的かつ専門的な視点で当金庫の経営について適宜発言を行っております。
岡田 不二郎	12 ヶ月 (通算21 ヶ月)	当期開催の取締役会 17 回すべてに出席しております。 当期開催の監査役会 17 回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と企業法務の知見に基づき、当金庫の経営について適宜発言を行っております。
寺脇 一峰	12 ヶ月 (通算21 ヶ月)	当期開催の取締役会 17 回のうち 16 回に出席しております。 当期開催の監査役会 17 回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と弁護士としての専門的な知見に基づき、当金庫の経営について適宜発言を行っております。
金子 裕子	12 ヶ月 (通算21 ヶ月)	当期開催の取締役会 17 回のうち 16 回に出席しております。 当期開催の監査役会 17 回すべてに出席しております。	主に監査分野における豊富な経験と公認会計士としての専門的な知見に基づき、当金庫の経営について適宜発言を行っております。

注. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	66 (うち報酬以外の金額4)	該当ございません。

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額2百万円を含めております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数 24,576名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.68%
中 部 交 通 共 済 協 同 組 合	8,085	0.37
全 日 本 火 災 共 済 協 同 組 合 連 合 会	7,000	0.32
関 東 交 通 共 済 協 同 組 合	6,580	0.30
株 式 会 社 珈 栄 舎	6,087	0.27
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300	0.24
東 京 木 材 問 屋 協 同 組 合	5,000	0.22
協 同 組 合 小 山 教 育 産 業 グ ル ー プ	4,823	0.22
大 阪 船 場 繊 維 卸 商 団 地 協 同 組 合	4,810	0.22
北 央 信 用 組 合	4,662	0.21

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数（10,258千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000千株	46.68%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	678,446	31.17
事業協同組合・同連合会	615,174	28.26
事業協同小組合	0	0.00
信用協同組合・同連合会	61,217	2.81
企 業 組 合	2,053	0.09
協 業 組 合	6,500	0.29
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	24,376	1.12
商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会	1,689	0.07
生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会	3,839	0.17
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	592	0.02
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,232	0.14
輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	—	—
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	438,358	20.14
そ の 他	3,230	0.14

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式10,258千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白畑 尚志 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎	98	① 報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、時間・報酬に係る計画と実績の対比、及び他社の情報を収集し、当年度の報酬額について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 ② 会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・ 全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務 ・ 危機対応準備金に関する合意された手続業務等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は106百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第340条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

ロ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
 該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において決議しております。本方針はインターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.shokochukin.co.jp/about/compliance/legal-department/>) に掲載のとおりですが、その概要は以下のとおりです。

<p>(1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>
<p>取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規定及びコンプライアンス・マニュアルを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備し、コンプライアンス統括部に、コンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。また、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む。）を整備し、不祥事件等の個別事案に係る対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、コンプライアンス委員会を設置する。執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。</p>
<p>(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>
<p>取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規定に基づき保存・管理を行い、監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。</p>
<p>(3) 損失の危険の管理に関する規程との他の体制</p>
<p>取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備し、取締役会及び経営会議等において、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。また、執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。</p>
<p>(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>
<p>取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から権限委任された一定の事項を社長が決定するにあたっての協議をするための機関として経営会議を設置し、経営会議において、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行い、取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規定を制定し職務執行を分担する。また、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。</p>
<p>(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>
<p>商工中金グループにおける業務の適正を確保するため、取締役会は、「子会社等管理規程」を制定・周知するほか、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理</p>

し、子会社等におけるコンプライアンス態勢を整備する。コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制（内部通報制度を含む）を整備する。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締役会及び経営会議に報告し、当会社は、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準じ、担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行い、取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規定を制定し、職務執行を分担する。執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。

（６） 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

商工中金グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。

（７） 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を配置し、取締役の指揮命令を受けないものとして、その人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。

（８） 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、委任型執行役員及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報及び監査役が報告を求める事項について監査役へ報告を行う。子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。当会社及び子会社等の社内外に設置した内部通報窓口で内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口から報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規定において定め、周知する。

（９） その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行うとともに、取締役、委任型執行役員及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施し、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。また、内部監査部門から内部監査結果や内部監査実施状況等の報告を受ける。

8 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当金庫では、危機対応業務の不正行為事案等を受け、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直しなどに取り組んでおります。2019年度の業務の適正を確保する体制の運用状況は以下のとおりであります。なお、運用状況の概要には体制整備への取り組みも含まれております。

<p>(1) 取締役、委任型執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>
<p>(運用状況の概要)</p> <p>取締役会は、「倫理憲章」、「企業理念」、「コンプライアンス規程」を承認、役職員に周知しており、特に「倫理憲章」は定期的な読み合わせによる浸透を図っております。職員1人ひとりがコンプライアンスの重要性を「自分のこと」として理解し、コンプライアンスを基準に行動できるようになること、互いに何でも相談・指摘しあえる職場風土を構築していくことを目的としたコンプライアンス検討会を、2019年度は7回開催しております。毎年10月を「コンプライアンス強化月間」と定め、2019年度は不正事案の振り返りやコンプライアンス意識調査を実施しました。</p> <p>「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス基本通牒」に基づき、特に経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案が発生した場合は、コンプライアンス統括部が速やかにコンプライアンス委員会、代表取締役及び監査役へ報告する体制、個別事案に係る調査解明を行う体制、コンプライアンス会議及び取締役会へ迅速に報告する体制を整備するとともに、不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報制度（社内及び社外に設置）を整備しております。</p> <p>ビジネスの多様化、リスクの複雑化が急速に進む中、リーガルイシューへの対応も増大していることから、組織全体を俯瞰できる「法務」を司る部署として2019年8月に法務対策室を設置し、法務部門の機能強化に取り組んでおります。</p> <p>内部監査体制について、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス体制等に係る内部監査を実施しております。また、2019年度はリスクベースアプローチだけでなく、外部のコンサルティング会社と共同監査を実施し、コンサルティング会社の監査手法や専門知識について監査を通じて把握することにより、内部監査の高度化に取り組みました。</p> <p>反社会的勢力に関する事項については、四半期毎にコンプライアンス会議に付議・報告し、会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論しており、その結果について取締役会へ報告しております。</p>
<p>(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>
<p>(運用状況の概要)</p> <p>取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録の保存・管理を行っております。</p>
<p>(3) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制</p>
<p>(運用状況の概要)</p> <p>取締役会は半期毎に、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、「リスク管理規程」等の見直しの要否等を決定しております。業務の改善計画等を踏まえ、経営管理やリスク管理高度化を目的としたリスクアペタイト・フレームワーク導入に向けて具体的な枠組みの議論を開始したほか、統合的・全社横断的なリスク管理の高度化に向けて、業務部門から独立した第2のディフェンスラインとしてリスク統括部を、マネー・ローンダリング等リスクの高い取引の検証を第2線として行うなど牽制を強化するため、</p>

<p>コンプライアンス統括部内に金融犯罪対策室を 2020 年 4 月から新たに設置することを決定しました。</p> <p>また、2019 年 12 月以降に国際的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス対策本部を設置し必要な対応を講じております。</p> <p>コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」に関し必要な体制整備に向けた取組みを開始し、定期的に現状の認識と今後の方向性について見直しを行っております。</p> <p>監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施しており、監査結果について取締役会及び内部監査会議に報告しております。</p>
<p>(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>(運用状況の概要)</p> <p>「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しており、2019 年度は取締役会を 17 回開催しております。</p> <p>監査役会設置会社の機関設計において、監督と執行の分離によるモニタリング型の取締役会を実現するため、取締役会は社外取締役を過半数とする体制とし監督機能を強化しているほか、従来の雇用型執行役員制度に加え、職員身分から離れてより大きな裁量で業務執行に取り組む委任型執行役員制度を導入し、執行体制の強化を図っております。</p> <p>中期経営計画の策定をはじめとする経営の重要課題については、取締役会メンバーによる意見交換会を複数回実施し十分議論をしたうえで決議するなど、取締役会の実効性向上を図っております。</p> <p>また、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、2019 年度は 2019 年 6 月及び 2019 年 12 月に開催いたしました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。</p>
<p>(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>(運用状況の概要)</p> <p>「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を定め、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け実態把握及び指導を行い、業務運営状況等について取締役会及び経営会議に報告しております。</p> <p>また、2019 年度において、子会社毎に「内部統制システムの基本方針」を新たに整備し、その運用状況について確認を行っております。</p>
<p>(6) 当会社及び子会社からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制</p> <p>(運用状況の概要)</p> <p>取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しております。同規程に基づき、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを定め、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築し、またその体制についての検証を行っております。</p> <p>また、重要事実の開示に関する方針を見直し、情報開示の内部体制を構築しました。</p>
<p>(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>(運用状況の概要)</p> <p>監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人を配置し、補助機能の強化を図っております。</p>

<p>(8) 取締役、委任型執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>(運用状況の概要)</p> <p>監査役が出席する取締役会の他重要な会議において、取締役、委任型執行役員及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の協議・審議事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。</p>
<p>(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>(運用状況の概要)</p> <p>監査の実効性向上のため、代表取締役と監査役間の意見交換を 2019 年度は計 4 回開催しております。</p> <p>内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。具体的には、内部監査部門から月次で業務監査の結果報告を受け、重点監査項目・テーマ別監査の見直し等について、意見交換を実施しております。また、監査役は、会計監査人から主に会計監査の経過及び結果について、2019 年度は計 10 回報告を受け、意見交換を行っております。さらに、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するために三者の連絡会を、2019 年度は計 3 回開催しております。</p> <p>監査役への報告体制として、内部監査部門からの監査役へのレポートラインを明文化し、体制整備を図っております。</p>

9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

12 その他

会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めはありません。